

特殊勤務手当である税務手当のあり方の検討

受検対象機関：税務局、各府税事務所、大阪自動車税事務所

事務事業の概要		検出事項		監査の結果
<p>1 府税事務所の職員（管理職員は除く。）には、「職員の給与に関する条例」第15条及び「職員の特殊勤務手当に関する条例」第12条に基づき、特殊勤務手当（以下「税務手当」という。）が支給されている。</p> <p>2 支給に当たっては、「職員の特殊勤務手当に関する規則」（以下「規則」という。）及び「職員の特殊勤務手当に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という。）にその詳細が定められている。その概要は以下のとおり。</p>		<p>1 税務手当の支給対象業務について、取扱要領では「直接、府税の賦課徴収に係る業務、若しくは、徴収に係る業務に従事した場合」を示しているが、これ以外に税務手当の支給対象となる、若しくは支給対象とならない業務の具体的な内容、範囲を定めたものは存在しない。</p> <p>このため、実務上は「研修」「会議」に終日参加した場合のみを税務手当の支給対象外とする運用が行われているが、終日研修を受けていたにもかかわらず、税務手当を支給していた事例が検出されている（監査結果「税務手当の支給誤り」参照）。</p> <p>2 「研修」「会議」以外の業務でも、税務手当の支給対象業務であるか否かの判断が困難なケースが存在する。</p> <p>(1) 府税事務所間で見解が異なっていたケース 定期監査対応業務について、中央府税事務所は税務手当の支給対象業務であるとの見解であったが、その他の府税事務所は支給対象外業務であるとの見解であった。</p> <p>(2) 外形的に判断が難しいと考えられるケース 大阪府の他部局でも同様に実施している業務に関して、税務職員に限って手当がついている。例えば、各府税事務所の管理課で実施する「収入消込」や「督促状の発送」等が代表例として挙げられる。</p> <p>3 税務手当の支給条件に時間条件がなく、1日のうち少しでも対象業務を実施すれば税務手当を支給している。</p> <p>4 税務手当の支給のチェックは、従事した業務が税務手当の支給対象業務であるか否かを承認権者が行っているが、各府税事務所の承認権者によりチェックの視点・方法が異なっている。</p>		<p>【改善を求めるもの（意見）】 税務手当の支給について、</p> <p>(1) 支給対象業務と支給対象外業務の具体的な内容が明確に定められておらず、承認権者が判断に迷うケースが存在すること。</p> <p>(2) 大阪府の他部局で行われている同様の業務が支給対象とされていること。</p> <p>(3) 1日のうち少しでも対象業務を実施すれば支給されていること。</p> <p>等の実態を踏まえ、本手当が特殊勤務手当に相応しい内容であることを府民に分かりやすく説明する必要がある。</p> <p>「職員の給与に関する条例」で示された「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に該当するかどうか、府民感覚や他の特殊勤務手当とのバランスも考慮しながら検証を行うとともに、特殊性の高い業務に支給対象・金額を重点化する等の方法について検討されたい。</p> <p>また、税務手当に係る承認権者のチェックの視点・方法について、各府税事務所での統一的な運用が行われるよう対策を講じられたい。</p>
職員の給与に関する条例 (第15条)	特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。	↓		
	賦課徴収業務に対する税務手当 (条例12条1項1号関係)	徴収業務に対する税務手当 (条例12条1項2号関係)		
手当の額	日額手当	830円	1,030円	
	出張加算手当	550円	550円	
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> 課税部門に所属する職員（管理職員は除く） 特に命ぜられ、府税の賦課徴収に係る業務に従事する者 	<ul style="list-style-type: none"> 納税部門に所属する職員（管理職員は除く） 特に命ぜられ、府税の徴収に係る業務に従事する者 		
支給対象業務	<p>直接、府税の賦課徴収に係る業務（府税の徴収に係る業務を除く。）に従事した場合である。ただし、電話の対応及び来庁者の応接等担当課等へ取り次ぐ業務は除く。</p>	<p>直接、府税の徴収に係る業務に従事した場合である。ただし、電話の対応及び来庁者の応接等担当課等へ取り次ぐ業務は除く。</p>		
	出張による加算対象業務	<ul style="list-style-type: none"> 出張を命ぜられ、 納税者その他地方税法に規定する質問検査権を行使される対象となるものに直接接して行う調査または交渉（官公署において行うものを除く） 軽油引取税の賦課のための内偵調査に係る張り込み及び追尾 	<ul style="list-style-type: none"> 出張を命ぜられ、 納税者その他地方税法に規定する質問検査権を行使される対象となるものに直接接して行う調査または交渉（官公署において行うものを除く） 第三債務者または納税者の財産にかかわるものに直接接して行う滞納処分又はこれのための交渉（官公署において行うものを除く） 	
<p>3 実際の支給事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 日額手当については、支給対象者の出勤日が「総務事務システム」（以下「SSC」という。）により手当支給日として自動集計され、承認権者は支給対象者が対象業務を実施していない日がないかチェックを行い、対象業務を実施していない日があれば支給対象から除外する処理を行う。 出張加算手当については、業務実施者がSSCに業務内容を記入の上、申請を行い、承認権者はその内容をチェックして支給の承認処理を行う。 				

4 大阪府における税務手当の取扱いの変遷、及び、税務手当の支給実績は以下のとおりである。

<取扱いの変遷>

平成10年度 従来の月額給与に一定率を乗じて支給する方法から、月額で一定額を支給する方法に変更するとともに、支給範囲を縮小して総務課職員等は支給対象外とした。

平成18年度 従来の業務内容によらず一律で支給する方法から、徴収部門と課税部門等業務内容に応じて支給額に差を設けた上で、月額支給から日額支給する方法に変更した。

<支給実績> (単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支給金額	218,530	189,605	177,647	175,295	175,163

【参考】近隣の地方自治体の状況

(大阪市における税務手当の取扱い)

大阪市では、平成14年度に税務手当を税等徴収業務手当に含める見直しが行われ、納税者宅などを訪問し、租税の賦課のための調査または租税の徴収等のための業務に従事した場合に日額180円（4時間未満の場合90円）を支給することになった。その後、平成18年度の見直しにより税等徴収業務手当は廃止され、暴力的な行為により業務の執行を妨げる者に対して行う徴収等について、日額550円を新設の取締折衝等業務手当として支給している。

(京都府における税務手当の取扱い)

京都府においては、府税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員に対して、所属部署、職階、業務の特殊性に応じて日額760円～1,360円の特殊勤務手当を支給している。

(兵庫県における税務手当の取扱い)

兵庫県においては、県税事務所に勤務する職員等が、(1) 納税義務者等との間で行う県税の賦課に関する指導、相談、徴収に関する折衝 (2) 納税義務者等に対する県税の賦課、徴収に関する調査 (3) 県税の滞納処分に係る事務等に従事した場合に、日額600円（特に困難な業務については200円を加算し、日額800円）の特殊勤務手当を支給している。

5 他自治体では、特殊性の高い業務に支給対象を限定したり、金額に差を設ける事例が存在している。

<p>【職員の給与に関する条例】 第15条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。</p> <p>【職員の特殊勤務手当に関する条例】 第12条 税務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 府税事務所、大阪府大阪自動車税事務所その他の人事委員会規則で定める機関に勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が、府税の賦課徴収に係る業務（次号に規定する業務を除く。）に従事したとき。 (2) 前号に規定する機関に勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が、府税の徴収に係る業務に従事したとき。</p> <p>【職員の特殊勤務手当に関する取扱要領】 I. 職員の特殊勤務手当に関する条例関係 5 税務手当（条例第12条）関係 (1) 第1項第1号中「府税の賦課徴収に係る業務（次号に規定する業務を除く。）に従事したとき」は、直接、府税の賦課徴収に係る業務（府税の徴収に係る業務を除く。）に従事した場合である。ただし、電話の対応及び来庁者の応接等担当課等へ取り次ぐ業務は除く。 (2) 第1項第2号中「府税の徴収に係る業務に従事したとき」は、直接、府税の徴収に係る業務に従事した場合である。ただし、電話の対応及び来庁者の応接等担当課等へ取り次ぐ業務は除く。</p>		
---	--	--

措置の内容

税務手当の支給対象業務について、税務業務のうち、納税義務者等と直接接して行う交渉、折衝等の業務に重点化するとともに、金額についても全国平均等を勘案して見直した条例改正を平成29年4月施行で行った。

また、承認権者のチェックが各事務所で統一的に行えるよう税務手当に係るマニュアル（税務手当支給事務の手引き）を作成し、平成29年3月24日に府税事務所の次長を対象に説明を行い周知徹底を図った。さらに、今後、承認権者（各課長）に対して周知徹底を図る。